

通帳利用手数料の取扱について

当社では、2023年1月16日以降に新規開設した普通預金口座について、通帳利用手数料を適用させていただいております。同手数料の詳細は次のとおりとなりますので、内容をご確認いただき、是非とも末永いお取引をお願い申し上げます。

通帳利用手数料についてのご説明

対象となる普通預金口座

●2023年1月16日以降に新規開設した普通預金口座のうち、当社が別途定める「預金口座の通帳発行形態に関する特約」（以下「本特約」といいます。）において、有通帳型を選択した口座（2023年1月16日以降に預金者が通帳発行形態を無通帳型から有通帳型に変更した場合および本特約2④但書によって有通帳型へ再変更した場合を含みます。）が対象となります。

通帳利用手数料について

- 年間550円（税込）の手数を当社所定の方法によりご負担・お支払いいただきます。
- ただし次の場合には通帳利用手数料をご負担・お支払いいただく必要はありません（通帳利用手数料の適用対象外となります。）
 - ①普通預金口座の預金者が法人の場合
 - ②普通預金口座の預金者が任意団体の場合
 - ③普通預金口座の預金者が非居住者の場合
 - ④普通預金口座を事業用として利用している場合
 - ⑤普通預金口座が公営競技電話投票口座の場合
 - ⑥普通預金口座開設時点において、年齢70歳以上の場合（ただし、相続等による承継・名義変更が生じ、当該承継等の時点で新しい預金者が年齢70歳未満であった場合には、その時点から通帳利用手数料をご負担いただきます。）
 - ⑦関西みらいクラブの代表口座のステータスが「パール」以上である場合

※盗難、紛失などによりご利用が停止・制限されている口座についても通帳利用手数料の適用対象となりますのでご注意ください。

●お支払いいただいた通帳利用手数料のご返却は応じ致しかねますので予めご了承ください。

無通帳型への変更について

●通帳利用手数料についてお客さまの口座残高以上にご負担いただくことは原則としてございませんが、お客さまの口座残高不足などにより、通帳利用手数料の引落しが一部でも不能となった場合には、お客さまに通知することなく、また、お客さまの同意を得ることなく、通帳発行形態を無通帳型に変更させていただきます。お客さまが、有通帳型に再変更することを希望されるときは、未払いの通帳利用手数料を含む通帳利用手数料をお支払いいただき、当社所定の手続き

により有通帳型に再変更することができます。

●通帳利用手数料の取扱いについて変更等がある場合は、ホームページ等でお知らせします。

以上

(2023年1月16日現在)